

## 議案第9号

愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年愛西市条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成28年2月23日提出

愛西市長 日 永 貴 章

### 提案理由

この案を提出するのは、平成27年8月6日に出された人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告に鑑み、特定任期付職員の給料月額及び期末手当を改定するに伴い、改正する必要があるからである。

## 愛西市条例第 号

### 愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年愛西市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000

第9条第2項中「100分の155」とする」を「100分の160」とする」に改める。

第2条 愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「」を「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては」に、「100分の160」を「100分の157.5」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。  
（給与の内払）
- 3 第1条の規定による改正後の愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給され

た給与（愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年愛西市条例第12号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3条及び第4条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、第1条の規定による改正後の愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3条の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。